

平成 2 2 年 5 月 議会臨時会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 2 年 5 月 1 8 日 開会

平成 2 2 年 5 月 1 8 日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

平成 22 年 5 月 東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

平成 22 年 5 月 18 日（火）午後 2 時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議案（第 1 号－第 4 号）の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決

議案第 1 号 平成 22 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計補正
予算（第 1 号）について

議案第 2 号 平成 22 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処
理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 3 号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 閉 会

出席議員（９名）

1 番	石毛 健治 君	2 番	秋元 賢二 君	3 番	加瀬 庫藏 君
4 番	林 一哉 君	5 番	佐久間 茂樹 君	6 番	太田 將範 君
7 番	佐瀬 公夫 君	8 番	佐藤 正雄 君	9 番	栗田 剛一 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	明智 忠直 君
副 管 理 者	野平 匡邦 君
副 管 理 者	太田 安規 君
事 務 局 長	加瀬 賢一 君
事 務 局 参 事	鈴木 芳明 君
総 務 課 長	木内 忠男 君
施設整備課長	島田 重信 君
施設整備係長	近藤 忠良 君
庶 務 係 長	稲葉 達也 君

事務局出席者

書 記	岡本 浩一 君
-----	---------

午後 2 時開会

議長 石毛健治君	これより、平成 2 2 年 5 月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。 ただいまの出席議員は 9 名でございます。 よって会議は成立いたしました。 議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。 日程第 2、会期の決定であります、本日限りといいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 石毛健治君	ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日限りと決しました。 日程第 3、会議録署名議員の指名を行ないます。 3 番 加瀬庫藏君、4 番 林一哉君の両名を指名いたします。 管理者より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 議案であります。 配布漏れはありませんか。 (「なし」の声あり)
議長 石毛健治君	配布漏れなしと認めます。 日程第 4、議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 議案を、一括上程いたします。 職員により、議案の朗読をいたします。 (書記木内忠男君、議案朗読)
議長 石毛健治君	議案の朗読は終わりました。管理者より提案理由の説明を求めます。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	本日ここに、平成 2 2 年 5 月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中ご参集賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。 本日、ご審議いただく議案は 4 件でございます。 議案第 1 号、平成 2 2 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第 1 号についてであります。 4 月 1 日付けの人事異動に伴う、職員の給料及び手当等に

	ついて補正をするものでございます。人件費所要の予算１８０万６千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５千１１０万と定めるものであります。 議案第２号、平成２２年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第１号についてであります。ごみ処理事業の早期完成のため、２名の職員を増員し事業を推進していくために補正をするものでございます。人件費と併せた所要の予算１千８８１万８千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５千５８１万８千円と定めるものであります。 議案第３号、東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、月に６０時間を超える時間外勤務に係る、時間外勤務代休時間の制度を新設する等所要の改正を行うものであります。 議案第４号、東総地区広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の施行に伴い、配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業をすることができるようにする等の所要の改正をするものでございます。 以上、議案第１号から第４号まで提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては、のちほど事務局より内容説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。
議長 石毛健治君	提案理由の説明は終わりました。続いて、議案第１号及び議案第２号の補足説明をさせます。 事務局長
事務局長 加瀬賢一君	議案第１号 平成２２年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第１号、議案第２号 平成２２年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第１号について御説明いたします。 まず、一般会計補正予算でございます。 一般会計補正予算は、人事異動に伴う人件費の増による補正でございます。３ページを御覧下さい。 平成２２年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第１号、平成２２年度 東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計の補正予算第１号は、次に定めるところによる。 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８０万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５千１１０万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成22年5月18日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者 明智忠直

それでは、6ページ以降の説明書によりまして御説明させていただきます。

7ページをお開きください。まず歳入で補正がございますのは、1款 分担金及び負担金で、補正額180万6千円でございます。歳出の補正でございますが、2款総務費でございます。同じく180万6千円でございます。これによりまして、歳入歳出それぞれ補正前の額4,929万4千円に180万6千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ5,110万円とするものでございます。

詳細につきましては8ページを御覧ください。歳入の分担金及び負担金の内容でございますが、総務費負担金で、右の説明欄にございますように、構成市の負担金を増額するというものでございます。

銚子市が68万6千円、旭市が65万6千円、匝瑳市が46万4千円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

9ページを御覧下さい。

歳出でございますが、増額補正しようとする主なものについて説明いたします。2款総務費の内、一般管理費でございますが、2節給料、3節職員手当等及び4節の共済費につきましては、職員の人件費でございます。人事異動に伴い増額となるものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金につきましては、特定健康診査の実施に係る地方公共団体負担金、これは職員共済組合に対する負担額ですが、その額が変更されたことに伴い増額しております。

これらにより、歳入歳出それぞれ180万6千円を増額補正し歳入歳出総額を5千110万円としました。

以上で、平成22年度一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

続きまして、17ページからの平成22年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号でございます。

広域ごみ処理施設の建設候補地選定作業については、組合議会の意見を聞きながら検討した結果、平成20年度に実施したごみ処理施設建設可能地域図作成・比較検討業務で上位を占めた銚子市野尻町地区を有力候補地として地域住民・地権者への事業説明などごみ処理施設建設に向けた対応を本格的に実施するため、新たに銚子市役所内に施設整備課を設置し、さらに銚子市より派遣職員2名を増員した計5名の職員で、今後業務を執行していくことといたしました。

	今回は、これらの機構改革に伴う増額補正を行おうとするものでございます。 それでは、１９ページを御覧下さい。 平成２２年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計の補正予算第１号は、次に定めるところによる。 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１千８８１万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５千５８１万８千円とする。 第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。 平成２２年５月１８日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者 明智忠直 それでは、２１ページからの説明書によりまして、御説明させていただきます。 ２３ページをお開きください。 まず歳入で補正がございますのは、１款分担金及び負担金で、補正額１千８８１万８千円でございます。歳出の補正でございますが、１款衛生費で、同じく１千８８１万８千円の増額補正でございます。 これによりまして、歳入歳出それぞれ補正前の額３千７００万円に補正額１千８８１万８千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ５千５８１万８千円とするものでございます。 詳細につきましては２４ページを御覧ください。歳入の分担金及び負担金でございますが、衛生費負担金で、右の説明欄にございますように、構成市の負担金を増額するというものでございます。 銚子市が７９０万９千円、旭市が６７０万３千円、匝瑳市が４２０万６千円の増額をそれぞれお願いするものでございます。 続きまして、２５ページの歳出でございます。こちらの補正の主な理由としましては、職員２名の増員と施設整備課を銚子市役所内に設置するための経費の増加を見込んだものでございます。 補正がございますのは、１款衛生費の内、１目の清掃総務費、２節給料、３節職員手当等及び４節の共済費につきましては、職員の人件費でございます。また、１８節の備品購入費につきましては、事務所を銚子市に置くことから、備品としてデジタルカメラ及び住宅地図を購入するものでございます。１９節の負担金、補助及び交付金の主なものとしては、銚子市の庁舎管理費負担金でありまして、こちらは銚子市の事務室を借りるにあたり、銚子市に対しまして必要最小限の
--	---

	電話代、光熱費等を負担するものでございます。 2 目の施設建設費は 2 8 万円の増額でございますが、理由としましては、公用車を配備するための費用でございます。 1 1 節 需用費につきましては、燃料費及び修繕料。1 2 節 役務費につきましては自動車共済保険料。1 4 節 使用料及び賃借料は車のリース料でございます。こちらの公用車につきましては中古の軽自動車をリースという形で導入いたしました。 なお、銚子市役所の事務室をお借りするにあたりまして、銚子市さんのご厚意によりまして、建物使用料約 7 8 万円につきましては、免除をさせていただいております。また、庁舎管理負担金に関し、2 5 万円を計上してございますが、こちらにつきましても、通常算出した場合 4 5 万円程度になるとのことでしたが、必要最小限ということで交渉いたしまして、2 5 万円にさせていただいております。 そのほか銚子市さんには、公用車の駐車場の確保等いろいろと御便宜を図っていただいているところでございます。 以上で、平成 2 2 年度 一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第 1 号の説明を終わります。
議長 石毛健治君	補足説明は終わりました。 これより、議案第 1 号及び議案第 2 号を一括議題とし、質疑に入ります。 なお、当組合議会は、匝瑳市議会会議規則を準用しています。当組合議会は、一問一答方式ではなく、まとめて質問・答弁を行う一括質疑方式をとっており、回数については同一議員、同一議題につき 3 回までとなっていますので、よろしくをお願いします。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 この際、議案第 1 号及び議案第 2 号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 石毛健治君	ご異議なしと認め、採決いたします。 議案第 1 号、平成 2 2 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第 1 号について原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)

議長 石毛健治君	举手、全員であります。 よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第２号、平成２２年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第１号について原案のとおり決定することに、賛成の方の举手を求めます。 (举手全員)
議長 石毛健治君	举手、全員であります。 よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第３号及び議案第４号の補足説明をさせます。 事務局長
事務局長 加瀬賢一君	議案第３号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。 既に、関係各市では対応されておりますが、労働基準法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例についても、所要の改正を行おうとするものであります。 改正の内容を申し上げますと、１ヶ月に６０時間を超えた時間外勤務に対し、従来の支給割合を引上げて時間外勤務手当を支給するもので、平日の午後１０時までの時間外勤務を例に申し上げますと、現在は１００分の１２５の割合で時間外勤務手当を支給しているものを、当該時間外勤務が月６０時間を超えた時間については、１００分の１５０の割合で時間外勤務手当を支給することとなります。 また、この代替措置として、当該、割増の部分の時間外勤務手当の支給に代えて、代休時間を与えることができるようにすることが、今回の改正の主な内容となっております。 なお、今回の改正で、関係各市共「職員の給与に関する条例」についても併せて整備しておりますが、当組合は匝瑳市の職員の給与に関する条例を準用しておりますので、その部分に関する箇所は改正済みということになっております。 続いて議案第４号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。 急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、組合においてもこれらに伴う所要の改正を行なうものであります。

議長 石毛健治君	改正の内容を申し上げますと、職員の配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業等の請求ができるようにすること、子の出生の日から一定の期間内に育児休業を取得した職員について、再度、育児休業をすることができるようにすることが主な内容であります。 また、育児と仕事の両立支援策として、3歳未満の子のある職員が当該子を養育するために請求した場合、時間外勤務をさせてはならないとする規定を設けようとするものであります。 以上で条例改正案に関する説明を終わります。 よろしく御審議をお願いいたします。 補足説明は終わりました。これより、議案第3号及び議案第4号の一括質疑に入ります。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 この際、議案第3号及び議案第4号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 石毛健治君	ご異議なしと認め、採決いたします。 議案第3号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 石毛健治君	挙手、全員であります。 よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第4号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 石毛健治君	挙手、全員であります。 よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。 本日の議事日程は、すべて議了いたしました。 これにて、平成22年5月東総地区広域市町村圏事務組合

	議会臨時会を閉会いたします。 本日はご苦勞様でした。
--	---------------------------------------

午後 2 時 2 5 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会

議 長 石 毛 健 治

議 員 加 瀬 庫 藏

議 員 林 一 哉